

練馬区教育委員会事務局組織規則

平成4年3月31日

教規則第1号

改正 平成 5年 3月31日教規則第 1号
平成 5年11月12日教規則第 8号
平成 6年 4月 1日教規則第 2号
平成 6年 5月13日教規則第 4号
平成 7年 3月31日教規則第 1号
平成 9年 3月13日教規則第 1号
平成10年 3月12日教規則第 3号
平成10年 3月31日教規則第 4号
平成11年 5月31日教規則第 5号
平成12年 3月31日教規則第17号
平成13年 3月30日教規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定に基づき、練馬区教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織および職員の職責等について必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局につきの部、課、室および係を置く。

学校教育部

庶務課

庶務係

給与係

職員係

学務課

管理係

学事係

就学相談係

施設課

管理係

学校施設係

保健給食課

管理係

学校保健係

学校給食係

指導室

管理係

教職員人事係

生涯学習部

生涯学習課

庶務係

学び支援係
少年自然の家係
文化財係
スポーツ振興課
管理係
事業係
振興係

(部、課、室および係の長等)

第3条 前条の部に部長を、課に課長を、室に室長を、係に係長を置く。

2 事務局につきの課務主査を置く。

庶務課

渉外調整主査

施設課

校舎建設主査

生涯学習課

生涯学習主査(社会教育主事)

スポーツ振興課

施設計画主査

スポーツ振興主査(社会教育主事)

(参事および副参事の設置)

第4条 教育長の特命による職務または臨時的な職務を行わせるため、部に参事および副参事を置くことができる。

(主査の設置)

第5条 特定の事務を行わせるため、課、室および係に主査を置くことができる。

(指導主事の設置)

第6条 学校教育部指導室に指導主事を置く。

(社会教育主事の設置)

第7条 生涯学習部生涯学習課およびスポーツ振興課に社会教育主事を置く。

(教育長の職責)

第8条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

(部長等の職責)

第9条 部長は、教育長を補佐し、その命を受け、その部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 部長は、部の事務の執行状況について随時文書または口頭をもって教育長に復命するものとする。

3 参事は、教育長の命を受け、担任の事務をつかさどり、事務の執行状況について随時文書または口頭をもって教育長に復命し、部長に報告するものとする。

(課長等の職責)

第10条 課長および室長は、上司の命を受け、課または室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、課の事務の執行状況について随時文書または口頭をもって上司に復命するものとする。

- 3 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、事務の執行状況について随時文書または口頭をもって上司に復命するものとする。

(係長等の職責)

第11条 係長および課務主査は、上司の命を受け、それぞれ係の事務または担任の事務を処理する。

- 2 主査は、上司の命を受け、係の事務または課務主査の事務のうち、特定の事務を処理する。

(指導主事および社会教育主事の職責)

第12条 指導主事は、上司の命を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第3項に規定する職務に従事する。

- 2 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の3に規定する職務に従事する。

(その他の職員の職責)

第13条 第8条から前条までに定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、担任の事務に従事する。

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

学校教育部

- (1) 教育委員会に関すること。
- (2) 教育委員会職員の身分、進退および給与に関すること。
- (3) 区立学校および区立幼稚園に関すること。
- (4) その他学校教育に関すること。

庶務課

- (1) 秘書および渉外事務に関すること。

庶務係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 請願・陳情に関すること。
- (3) 教育行政の広報・広聴に関すること。
- (4) 事務局職員の人事に関すること。
- (5) 公印に関すること。
- (6) 公文書の受発審査および保存に関すること。
- (7) 法規・庁規に関すること。
- (8) 予算・決算に関すること。
- (9) 教育長が契約を締結する事務に関すること。
- (10) 調査統計に関すること。
- (11) 事務事業の進行管理に関すること。
- (12) 寄付受領に関すること。
- (13) 私立専修学校および各種学校(外国人学校を除く。)の指導・監督に関すること。
- (14) 外国人学校の児童・生徒の保護者負担軽減事務に関すること。
- (15) 区立学校および区立幼稚園との連絡調整に関すること。
- (16) 事務局内部および区長部局等との連絡調整に関すること。
- (17) 部および課の庶務事務に関すること。

(18) 事務局内他の部、部内他の課および課内他の係に属しないこと。

給与係

- (1) 区立学校、区立幼稚園および給食調理場の職員の給与および福利厚生に関すること。
- (2) 学校医等の報酬支給に関すること。
- (3) 教職員互助会に関すること。
- (4) 教職員住宅に関すること。
- (5) 非常勤職員の社会保険等に関すること。

職員係

- (1) 区立学校、区立幼稚園および給食調理場の職員の人事に関すること。ただし、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)および区立幼稚園教員を除く。
- (2) 区立学校、区立幼稚園および給食調理場の職員の労働安全衛生、健康管理および公務災害に関すること。ただし、県費負担教職員および区立幼稚園教員の公務災害を除く。

学務課

管理係

- (1) 区立学校運営費(事務局内他の部、部内他の課および課内他の係に属しないもの)の経理に関すること。
- (2) 就学援助費に関すること。
- (3) 区立学校の校具、教具等の整備充実に関すること。
- (4) 区立学校に関する各種団体の補助金および分担金に関すること。
- (5) 区立学校の学芸連合行事に関すること。
- (6) 課の庶務事務に関すること。
- (7) 課内他の係に属しないこと。

学事係

- (1) 学齢児童・生徒の就学および転退学事務に関すること。
- (2) 区立学校の学級編制に関すること。
- (3) 区立学校の通学区域に関すること。
- (4) 学校統計および調査に関すること。
- (5) 区立幼稚園の就園に関すること。
- (6) 区立幼稚園運営費の経理に関すること。
- (7) 区立幼稚園の維持管理に関すること。
- (8) 私立幼稚園の指導監督に関すること。
- (9) 私立幼稚園および私立幼稚園児の保護者への助成に関すること。

就学相談係

- (1) 心身障害児童生徒の就学および転退学事務に関すること。
- (2) 下田学園児童の入退園に関すること。
- (3) 心身障害学級および下田学園の学級編制に関すること。
- (4) 心身障害学級および下田学園運営費の経理に関すること。
- (5) 心身障害学級児童生徒および下田学園児童の扶助費に関すること。
- (6) 心身障害学級の生活宿泊訓練に関すること。

施設課

- (1) 区立学校の校舎改築計画の立案および策定に関すること。
- (2) 区立学校の校舎改築に関すること。

管理係

- (1) 区立学校の施設計画(校舎改築計画を除く。)に関すること。
- (2) 区立学校施設(部内他の課に属しないもの)の保守・点検に関すること。
- (3) 区立学校用地に関すること。
- (4) 課の庶務事務に関すること。
- (5) 課内他の係に属しないこと。

学校施設係

- (1) 区立学校の施設整備(校舎改築に関するものを除く。)および維持管理に関すること。

保健給食課

管理係

- (1) 学校給食費の扶助に関すること。
- (2) 学校給食特別会計に関すること。
- (3) 学校給食総合調理場の調整に関すること。
- (4) 課の庶務事務に関すること。
- (5) 課内他の係に属しないこと。

学校保健係

- (1) 区立学校児童生徒および区立幼稚園児の保健管理に関すること。
- (2) 学校医等の任免に関すること。
- (3) 学校事故の事後処理および日本体育学校健康センターに関すること。
- (4) 区立学校の移動教室および修学旅行に関すること。
- (5) 区立学校の臨海学校および林間学校に関すること。
- (6) 区立学校の体育連合行事に関すること。
- (7) 区立学校のプール指導(夏季休業中に行うもの)に伴う指導員の報償費の支給に関すること。

学校給食係

- (1) 学校給食運営委員会に関すること。
- (2) 学校給食の栄養指導に関すること。
- (3) 学校給食職員の研修および講習等に関すること。
- (4) 学校栄養補助員配置校の献立作成に関すること。
- (5) 学校給食の趣旨普及および調査研究に関すること。
- (6) 学校給食用食材料の共同購入に関すること。
- (7) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (8) 学校給食施設の備品等に関すること。
- (9) 学校給食用物品の購入に関すること。

指導室

- (1) 区立学校および区立幼稚園の教育課程および学習指導に関すること。
- (2) 教科書採択の事務に関すること。
- (3) 区立学校および区立幼稚園に係る教科書および教材の使用承認に関すること。
- (4) 教育相談、生活指導および進路指導に関すること。
- (5) 区立学校および区立幼稚園の遠足、修学旅行等の計画書の受理に関すること。

(6) 県費負担教職員および区立幼稚園教員の研修に関すること。

管理係

- (1) 教育指導に係る経理に関すること。
- (2) 区立学校の児童・生徒の教科書無償給与に関すること。
- (3) 室の庶務事務に関すること。
- (4) 室内他の係に属しないこと。

教職員人事係

- (1) 指導主事の人事に関すること。
- (2) 県費負担教職員および区立幼稚園教員の人事事務に関すること。
- (3) 県費負担教職員および区立幼稚園教員の身分取扱いおよび服務に関すること。
- (4) 時間講師に関すること。

生涯学習部

生涯学習課

(1) 社会教育に係る専門的助言と指導に関すること。

庶務係

- (1) 部の事務事業に係る総合的な企画、調査および連絡調整に関すること。
- (2) 部の予算、決算および会計に関すること。
- (3) 部の文書および公印に関すること。
- (4) 部の事務事業の進行管理に関すること。
- (5) 社会教育施設との連絡調整に関すること。
- (6) 社会教育施設の施設計画に関すること。
- (7) 寄付受領に関すること。
- (8) 部および課の庶務事務に関すること。
- (9) 部内他の課および課内他の係に属さないこと。

学び支援係

- (1) 生涯学習推進の組織に関すること。
- (2) 生涯学習推進事業の企画・調整に関すること。
- (3) 生涯学習に係る情報収集および情報提供に関すること。
- (4) 社会教育関係団体の指導助成に関すること。
- (5) 生涯学習の振興に関すること。
- (6) 社会教育に係る学級開設および運営に関すること。
- (7) 区立学校の施設の開放に関すること。
- (8) 区立学校の目的外利用に関すること。

少年自然の家係

- (1) 少年自然の家の維持管理に関すること。
- (2) 少年自然の家の利用承認に関すること。

文化財係

- (1) 文化財保護審議会に関すること。
- (2) 文化財の保護および保存に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の保護および保存に関すること。
- (4) 郷土資料の収集、収蔵および展示に関すること。
- (5) 郷土資料に係る調査および研究に関すること。

スポーツ振興課

- (1) スポーツ施設の施設計画に関すること。
- (2) 社会教育に係る専門的助言と指導に関すること。

管理係

- (1) スポーツ施設との連絡調整に関すること。
- (2) 体育指導委員の任免に関すること。
- (3) 課の庶務事務に関すること。
- (4) 課内他の係に属さないこと。

事業係

- (1) スポーツの大会およびスポーツ事業に関すること。

振興係

- (1) スポーツ団体の指導・育成および指導者の養成に関すること。
- (2) スポーツ振興に関すること。

(服務心得)

第15条 職員の仕事については、別に定めがある場合を除くほか、練馬区職員服務規程(昭和49年12月練馬区訓令甲第6号)を準用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(練馬区教育委員会事務局処務規則の廃止)

第2条 練馬区教育委員会事務局処務規則(昭和53年9月練馬区教育委員会規則第8号)は、廃止する。

付 則(平成5年3月教規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成5年11月教規則第8号)

この規則は、平成5年11月13日から施行する。

付 則(平成6年4月教規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成6年5月教規則第4号)

この規則は、平成6年5月14日から施行する。

付 則(平成7年3月教規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月教規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

付 則(平成10年3月教規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成10年3月教規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年5月教規則第5号)

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成12年3月教規則第17号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月教規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。